

令和3年度

九十九里地域水道企業団水道用水供給
事業会計経営健全化審査意見書

九十九里地域水道企業団

九水企監第8号
令和4年6月30日

九十九里地域水道企業団
企業長 田中豊彦 様

九十九里地域水道企業団

監査委員 金坂昌典 

監査委員 酒井良信 

令和3年度九十九里地域水道企業団水道用水供給事業会計経営健全化
審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された令和3年度九十九里地域水道企業団水道用水供給事業会計資金不足比率審査の結果について、次のとおり意見を提出する。

記

1 審査実施日 令和4年6月30日

2 審査実施場所 九十九里地域水道企業団事務所

3 審査の概要

この経営健全化の審査は、企業団から提出された資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか、また、資金不足比率算出過程に誤りはないかを主眼として実施した。

4 審査結果及び意見

資金不足比率については、算定基礎となる事項を記載した書類と決算書等を照合した結果、計数は正確であると認められた。

また、資金不足比率算出過程においても適切に算定されており、資金不足比率を算出するにあたり流動資産の額が流動負債の額を上回っているため、資金不足額は生じていない。

したがって、資金不足比率も発生せず、経営状況は良好な状態にあると認められることから、特に是正改善を要する指摘事項はない。